

一九六〇年第一回官野津村議会臨時会之議録

一九六〇年四月十三日第二回官野津村議会臨時会之議録
 議に招集した。

三 出席議員は次の通りである

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
一	岸本利美	八	知花公大	五	天久盛雄
二	伊佐真一	九	米須清祐	六	当山伸太郎
三	佐喜真慎祐	一〇	伊本公重	七	安次富盛信
四	中山勝豊	一一	花成清善	八	稻嶺盛三
五	中山勝豊	一二	中里幸助	九	柳原公貴
六	安里長朝	一三	松本利直	一〇	柳原公貴
七	峰岡健一郎	一四	山本朝徳	一一	

三 不出席議員は次の通りである

四 出席議員は次の通りである

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
一	仲村春公	九	米須清祐	八	稻嶺盛三
二	岸本利美	一〇	伊本公重	九	岩里敏行
三	佐喜真慎祐	一一	伊里幸助	一〇	柳原公貴
四	中山勝豊	一二	松本利直		
五	安里長朝	一三	天久盛雄		
六	峰岡健一郎	一四	当山伸太郎		
七	知花公大	一五	安次富盛信		

五、大井村自治法第百六条の通りである。

議席	氏名	議席	氏名
三番	伊佐 真一	三番	范城 清善
四番	山本 朝徳		

大井村自治法第百六条の規定により、会議事件説明のため出席した者は次の通りである。

職名	氏名	職名	氏名
村長	村香 勝	収入役	松本 義徳
助収入役	尾原 莫徳		
	澤田 善一		

七、本議会の書記は次の通りである。

職名	氏名	職名	氏名
書記長	松川 公義	書記	照屋 毅

八、会議事件は次の通りである。

決議案第...号	石川中セツト社落着事故に付する貸金及び損害賠償金の早期支拂の 為に關する要請決議について
決議案第...号	旧倉庫会社附近の軍用地解放促進要請決議について
決議案第...号	ミヤウシホウ持分による新規採収反対決議について
決議案第...号	貸付金積立金の処分について
決議案第...号	八ヶ岳年度経済村養老施設追加更公平算について
決議案第...号	上水道資料供給契約の結成について
諮問第...号	郡市計画の指定と受けることについて

九 議事日程は次の通りである(書記をして朗読せしめた)

日程第一 決議案第三号

決議案第五号

決議案第四号

決議案第十二号

決議案第十号

決議案第十一号

諮問第二号

十 会議の顛末

議長 出席二百名であります

本日を持て招集された第二回臨時会を開会致します

(午後十二時二十五分)

議長 お諮り致します。会期は本日一日(四月十三日)といたしたと思っております

が御異議ありませんか

異議なしと呼ぶ方がありません

御異議ございませんので、会期は本日一日(四月十三日)と

決意致します

議長 議事日程表についてお諮り致します

十九番

日程第五 決議案第十三号と 決議案第十四号と関連致しますので

決議案第十三号を日程第三 決議案第十四号を日程第四にした

議長

唯今の日程変更は御異議ありませんか

異議なしと呼ぶ方がありません

議 長	御異議がございませうでありますので、議案第1号と議案第1号 の前に持参行くことに致します。
議 長	会議録署名議員の決定方法について、お諮り致します。
大 番	会議録署名議員は議長の名指に一任する新議を提出します 賛成と呼びがわあり。
議 長	大番議員より、会議録署名議員は議長の名指とする新議が おされ、所定の賛成者がありましたので、新議は成立してあります お諮り致します。新議の通り議長指名と決定し、御異議あり ませぬ。
全 員	異議なしと呼びがわあり。
議 長	御異議がございませぬと認め、会議録署名議員の決定は議長指名と 致します。
議 長	一審議員 阿村春夫 一九審議員 菅原敏行を全 議録署名議員と決定致します。
議 長	二審議員の出席を報告致します。
副 議 長	副議長と交代致します。
副 議 長	では議長に代り議事を進めますことにします。
議 長	日程第一、決議案第1号、石川前ゼット、朽壁落事故に対する 見合ふ損害賠償及び早期支拂方に関する要請決議を議 案と致します。
議 長	書記として朗読いたします。
議 長	提案者の御説を願います。

二〇番	参考資料添附してあります。額において多大な相違があります。此の問題については立法院でも特別委員会を置いて接済していただく進まない。中野議長会でも、全球的なものであろうと取り上げておられる。文書の件でなく、時期的にもおられておらず、直接行った。立法院の税関地の民主団体もピックアップする。村議会においてやる必要がある。額の差もアメリカの法律にあつておられて進められておる。アメリカに誠意がある。
大番	当然であると思つた。我々の場合には旧倉庫会社の解散も夫々の問題にならぬと思つた。
副議長	暫休願致します。(午後二時四十分)
一五番	合理的基準について、米国の判断は、申請者の額をいうか、
二〇番	被収者が納得のいふ額の解決を言ふと思つた。
一五番	米国の法律的に出した額に納得しない意味か、又日本法にどう額との相違があるか。
二〇番	高の安いでは人の生命の額が決められたいと思つた。
一三番	二万ドル以上の話もあるが、個々の内容で二四〇〇ドルの額もあるが、その根拠は。
二〇番	水門方式の法律で言われておられる話。
一五番	三ヶ請求額は損害賠償の法律によるものか、その根拠は。
二〇番	申請者の基準は、個人の任意である。
二〇番	基準は、ある学童が、大正八年に生かす場合は、資金で計算される。

<p>ニ〇 審 慰謝料の莫大の懸念 此れを決議することによって、その効果の莫大を決議することによって、米國に反省の對心を興せる。立法院の</p>	<p>一三 審 米國の法律で賠償を支拂う時、法律があるか。</p>	<p>一四 審 合理的の額の上で、美軍の決議の回答がある。人命の損失の莫大は交通事故も家族の悲しみと同じであるが。</p>	<p>一五 審 文面については中野議長会を参考にして、現地において算定出来る額。一五〇万ドル以上の場合には本國で</p>	<p>一六 審 特別委員会の報告を立法院を通じて、その方が良しと思ふ。</p>	<p>一七 審 特別委員会の報告を立法院を通じて、その方が良しと思ふ。</p>	<p>一八 審 事故当時の軍の発表は如何、米國には琉球側の要求額が満たされた事はない、本人方は可能かと思ふ。</p>	<p>一九 審 請求者、支拂者側、と云ふ相違があり、死の原因が普通通の交通事故と同視されるものであつたらう。</p>
--	-----------------------------------	---	--	---	---	--	--

シロ	番	七明記の方が良い。そこで三段階の方法での処置も必要である。 嘉手納航空隊の極地の事故としてかたづけられては困る。嘉手納 航空隊のみの委員会を採った事もあろうが、全体的にやるべきの 音である。
ハ	番	普通の事故ではないか。その点を考慮してその文の作成であらうか。
シロ	番	勿論そうである。
シロ	番	根拠は三三の委員会が出来たという話を良く聞くが、立法院と して何故今までやらなかったか。お分りでしたらう。
シロ	番	委員会を招集とやらべきで口おく、各担当を集めて強々やらべきだと 朝鮮におおのそく女性のメルカリ事件で、これは死に等しい事として
シロ	番	三万ドルを要求して二万ドルを折れておろす。米国の法の根拠は、 要する額が三万ドルで、三万の交付、証はあろうが、根拠は知らない。
シロ	番	立法院の特別委員会でもその問題は進まない。何の分り切れない 感じの方がその点に付いて。
シロ	番	一万五千ドル以内であれば出来るという事であるが、金額の大小は とも出来ると思おう。立法院の資料をだして、オセロへまじり て。
シロ	番	立法院の動向は、顔の大きさを商談で、請求との差が大きい と、その点だ。
シロ	副議長	暫休總致します(午後七時九分)
シロ	〃	会議を閉じます(午後七時五分)
シロ	番	合理的な基準に付いては、基地から来たものであろうか。 事故当時日本と主として大まかに夜間音と呼んでおろす。その如

果はどうか

二〇 番

賠償の英で日本と土にうたえろと云うことはどうかと思ふ

この問題はあくまでも米國に責任をもちたすべからず

その後の具体的問題につてよく分りませぬ

副議長

大体質問が終つたようであるから質疑を打ち切り討論に入らばと思ふ

ますりんががですか

質疑ありと呼ぶがもうあり

一三 番

御異議がないので、本案について質疑を打ち切り討論に入ります

事務局長が当時議会は開会中であり、予期せぬ兵隊の悲劇、痛憤

に堪へず、せよまたせよと云ふが然る者

石川市当局議会对し、今後の処置に拂方を誓うと電を打し

家へ帰つて、ラヂオ等から、遺族の悲しき声を聞き、悲愴に絶えがた

その後で抗議文をまつたが、未だ未解であり、米軍の責任

を感ぜしむ法院の意図心をもあらし、あの當時を思ふと、一日も早

く解決しなされたいと思ふ

朝鮮のマルボト不事件で、一万ドルもあつたことは、兵隊運動の結

果であり、沖繩でも立法院の入りをしたとき、米軍の処理に早急

に進められたのに、東京に督促致します

副議長

暫休懸致します(午後一時三十分)

一 番

公議を聞きませう(午後一時三十分)

この事故で、實際に写真を見て、ケロイボのひどい状態である中頭

青柳がスライボルにて米軍に見せられた

副議長	日糧第ニに追加するに異議ありませぬか 異議なしと呼ぶあり
"	御異議がござらう下、日糧第ニ決議案第四号も追加するに致す下
"	日糧第ニ決議案第四号、旧倉糧会社跡附近の軍用地解放促進要請決議案と上掲致します。
"	本案については質疑を省略して討論に入ります。
番	第ニの題目中、質疑を省略したく下、一歩一歩進展をあり現地部隊の話しもあり込むことにて賛成致します。
	文面は事務局にのりすことにて、議長副議長、村長で早速に解決する様う、高等警察官宛に提出さるう下。
副議長	新撰致します。(午後五時七分)
"	公議を聞きます。(午後五時三分)
"	その日、文面は事務局、提出は議長、副議長、宛先、高等警察官に御異議ありませぬか。
"	全員異議なしと呼ぶか。
"	御異議がござらう下、全案一致で決議案第五号、倉糧会社跡附近の軍用地解放促進要請決議案を可決と致致します。
"	日糧第ニ決議案第四号、ミサイル、ボム持込による新規接收反対決議案と上掲致します。(午後五時)
"	書記をして朗読せしめます。
"	提案者の御説明を願います。
〇〇番	それらについては新撰を良しと思ひますか。提案者が白紙の上止りませぬか。

	ボックはミヤイルをカバリーするもので、固直とてなく、相動性を持たせ たのである。セツの基地では、津羅所衛と不足である。
	接收には、大分降の予定。出来たら山を引用するが、やむを得 ない時は新地を得るが、補償は充分やると。
	ミヤイルも反対と、四則の長で趣旨は統一されておる。その阻止の 長では各派の長が相違する。それは今迄の問題で、議案とし ては反対の趣旨を決定したい。文面は圧縮とあるが、休憩して 文面と長の議案の意志決定をしておきたい。
副議長	本業の質疑に入ります。
八番	提案者の説明で趣旨はよく分るが、テレビでミヤイル、ボックの 必要性を宣傳しておろす(読者ように)と、それについてどこか報送を しておろす。その考では政府でやる店と思ふが。
	又四原則の長だが、その後の四原則はどう変更して来たか、 四原則は別に決まるといふ。
四番	四原則は二提議の阻止であり、今は受けておろすが、 おろすのも四原則は変更をいと思ふ。
副議長	暫く休憩致します(午後一時五分)
〃	会議を閉じます(午後一時四分)
二番	この文面は本考にしろが、
三番	本考はよく、削りの中で、圧縮とある
〃	審判前の中に四原則が入るおろす、

二〇番

入つておいた。...

二〇番

五年の土地収買法と二〇番議員は補充員とありその結構

二〇番

この問題が解決出来るかと思ふが...

二〇番

四原則は毎年押でありそれをつくつたか。諮問委員会である。

二〇番

四原則の文面であるが委員会の形を認めておきあり決議して

二〇番

も意味はなさかと思ふが。

二〇番

新土地計画は四原則をつくつてはあつた。その結構で可能か。

二〇番

新土地計画は四原則に基づいておさめたと思ふ。補償の地料に支

二〇番

つたか。支つた長で四原則はつくられたと思ふが。

二〇番

補充員は委員がたつた場合に議会の副議長と同じで

二〇番

ある。諮問委員会の性格は大きくは問題が解決しない。

二〇番

部分とこの支を取り上げて行つた所である。私とは別に矛盾し

二〇番

たものでおつと思ふが。

二〇番

大山でも新規接收があつたか。その時は反対したかどうか。

二〇番

大山の場合には賛成したかと思ふが。反対である。

二〇番

原水協が決議してからたつた支は平和の支で新規接收は今在

二〇番

の問題も含めて提案者も今在反対すると理解と言ふが。

二〇番

その支である。一部の地主がどう出るかの事は別だ。住民とし

二〇番

ては常に反対しなればならぬ。又志村の場合も一部くづれた

二〇番

りではおつたが人にいふことである。

二〇番

私がどうかは地主の支をさぶく。諮問委員会がさぶく支はない

二〇番

かとの支で。諮問委員として働いた時。地主にも説得すべきと思ふが。

村	長	五ノ年間の追加の話しは多きが全部ではおはいと申す事である。
一五	番	辨務資金の補助、簡易水道と村計画の上水道との関連は、
村	長	普通向、妻をもちが条件は付とない、公式にどうして受けるの事は受けておいて、所をこい、
一七	番	村の計画と切換はする所をわか
村	長	それだけ何時でも出来るやうに考へて置く
一七	番	同じ簡易水道で辨務資金の受と、普通政府補助金と村として同一で取扱うか、
村	長	政府の場合には分割と、辨務資金の場合には打切りである。
一七	番	政府補助の場合には村負担がかつたか、
村	長	はい、部落負担である。
一七	番	野村の認識を受けた、辨務者は何名か、
桑江	長	現在認識を受けた者が四八名であります。
議	長	大体質問が終りましたようですが、質疑を打切り、討論に入りたいと思っておりますか、
		異議を申し呼ぶ方もありません。
		御異議がなからず、質疑を打切り、討論に入ります。
		本来は御異議ありませんか、
		全員、異議なしと呼ぶが、
		では御異議がなからず、全会一致で議案第十号、一九六三年度、野村村歳入歳出追加更正予算も、原案通り可決、採決致しますか、
		採決致しますか、

<p>議 長 那覇 三千場合、設計を以てあると、現在の算額はどうか、日本の 価格を基準として、それをドルに換算して、東京、那覇引渡し等を 検討の結果はどうか</p>	<p>一 番 最初の内札の場合、皆様方の検討研究した額はどうか。 七〇〇円位、設計と、落札との額は判明ならば、約七〇〇円位はあ らと思う。設計が四百円の場合、その額は、その当時のものであり 現在との差があるかと、現在にいたうかあるか</p>	<p>八 番 議決がなければならぬが、既に発注してあるが、その差異が生じた 場合の出来、その業者信用の良はどうか</p>	<p>村 長 南栄公社の者が、之會で、現金も公社から受けるという事になる 品物を受ける取場合も、検査を受けてから取るようにしよう</p>	<p>落札と同時に権利が生じており、議会の結果により、賠償等の出来 生じて来る</p>	<p>一五 番 契約書の内容の良はどうか</p>	<p>議 長 暫休致意です(午後三時五十分)</p>	<p>一六 番 会議を閉じます(午後四時一十分)</p>	<p>唯今四時過ぎをおりますが、まだ審議する議案が残っておりますが、 時間延長はと思っておりますか、いかがですか</p>	<p>御異議がなければ、時間延長と審議するに致します</p>	<p>二二 番 一、九七の方は発注とあり、後日議会の議決の件は、一、九七の が法にどうなるか、</p>
--	--	--	--	---	------------------------------	--------------------------------	----------------------------------	--	--------------------------------	---

桑生課長	一紙札でメリカが指定されたところを少し指定的にあたる
二 番	入札口最底が又はとう地うと定
桑生課長	額は最底である
三 番	落札人の期入の状況は如何
桑生課長	その裏にはメリカはい
四 番	改訂入札額をメリカのカタログでやった方が
桑生課長	物価表によつて又二、一月の分である
五 番	議会の同意出来ぬ場合廿契約が出来ぬ事におそひまが、
村 長	改契約の形で今度の場合その通知はとあまが、
六 番	口頭で話とあまが、
桑生課長	最初廿四五日とあつたが、一日も早く完成させよ意味があつたが、
七 番	大分日にしたと首を話たら九日にして是れとの話しもあつたが、
八 番	仲間の七日に定めた、軍の命令は着工等があまが、政府の場合等も落れ後三日以内の村の場合廿七日である
九 番	契約と相手方の着工と申連するが、今まで遅延はあつておる
村 長	臨時議会で同時にしなつたことは有英会の発止、予算の追加
一五 番	の裏で今日提出した
町 役	条件に議会の議決を得て改契約をする事におつてあまが如何 改契約を経て議会の議決を経て本契約に変更と、しつれは裏面とは

損害賠償の点がある

一五 番 資材の発注で工事着手ですが水道公社との水の販売契約は
どうかそわまか

村 長 今理事会で検討をお願いしますが出来たら議会にお諮りした
いと思っております

議 長 暫休願致します(午後四時三十分)

議 長 会議を開きます(午後四時四十分)

一七 番 鈴木の時期と工事開始の時期について伺う

桑上 資材の最後入酒が五月三日頃にかまと思つて、資材の来次第工事
は着手する。早いものは今日、明日、日本から沖縄向けに発送される
鉄線管が来る。業者が来るのは、六月中旬以降には給水可
能と思つて

議 長 質疑打ち切りがあります。御異議ありませんか

一 番 御異議ありませんか

八 番 これだけ取扱の条列に及ぶと、許しがたい問題であると思つたが、
実際取扱った問題でしかたがたふつと、今は出来た条列通り
進めようという、本来に賛成致します

議 長 変更の意見はありますか

一 番 変更の御意見はありますか

本業は、新村自治会第七五條第三項並に、宜野湾村議会の議決又は選
挙人の投票に付する財産、營造物又は議会の議決に付する契約に關
する條例第六條第三項第三号の規定により、特別議決が必要であり
ますので、その旨も含めて表決致します

本業に御異議ありませんか

全員異議なしと呼び

御異議は、今全会一致で議決する。水道資材供給契約
と給水のことについて、原案通り可決を遂行致します

宜野湾村議会議決

宜野湾村議会議決

議 長	日権兼之助同第1号 都市計画の指定を受けらるるに付ての上提 致しませう
書記	書記を朗読せしめます
提議者	提議者の説明を願います
村 長	兼之助がわかり都市計画に付ては皆様おのりも要望がありました し書類が出来上つておりますので提出したいと思つておりますので 今議合に提出致しました
議 長	長暫休願致します(午後四時五十分)
議 長	会議を開きます(午後五時九分)
〃	本業に付て質疑を願います
一七 番	指定地域の認可に付ての見直しはどうか
桑江課長	三週間は認可にござらぬと思う
一八 番	全村 指定地域の認可を受けようか
桑江課長	宜野湾村が都市計画する指定でありますので、全村であります。
〃	事業とする場合は地域である
一九 番	官公署 指定地と建築基準法との相違はどうか
桑江課長	事業は未だ施行とまだ 指定地域を受けるときであります
二〇 番	指定地域を受け 利益 損と失はどうか
桑江課長	都市計画と関連する法がありませうが、その他は、その法令も参考 其次資料にと添付してあります、それが正確なものでない
〃	指定地域を受けたい所は自分からには建築は出来ないとはい せぬ面、火災等の場合は利益と失があると思へう

